# 賃金構造基本統計調査の今後の実施方針(案)



○　賃金構造基本統計調査については、都道府県別・産業別・規模別に無作為抽出により調査を実施している。結果として、県内に調査対象事業所が広範囲に分布している。

○　以上の特性を踏まえ、報告者負担の軽減、行政事務の効率化、回収率と統計精度の向上を考慮すると、様々な課題はあるが将来的には「オンライン調査」が基本となることが望ましい。

○　他方、２０１８年調査ではほぼすべての事業所について「郵送調査」を実施しているが、
※ 統計調査員は、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、督促等を実施
・これまでの回収率向上に向けた取組み(excel形式の調査票の掲載等)を通じ、回収率は70%台で安定的に推移、
・統計調査員等により正確性の担保のための事務処理が行われている中で、標準誤差率も目標精度を概ね達成(都道府県･産業大分類･企業規模別に５%以内)
と、調査の目的は概ね完遂できている。

○　今後は、「オンライン調査」（2020年導入を目指す）への移行を念頭に「郵送調査」を行うことを基本とする（調査手法の明確化）。このため、2019年調査から、調査票は本省からの一括配布とするとともに、本社一括調査の拡大を図る。
職員・統計調査員は今後、回収率と統計精度の向上に向けた取組みに注力することとする。

○　このほか、労働者数の推計について、回収率を考慮した推計方法への変更を検討する。

○　また、回収率と統計精度の向上、統計利用者の利便性向上、報告者負担の軽減、行政事務の効率化等の観点から、調査対象範囲･調査対象項目の見直し等の取組みを進めていくこととする。

# 1　調査方法の明確化･見直し

## ２０１８年調査

○ほぼすべての事業所に対して、都道府県労働局を経由した上で「郵送調査」を実施

○統計調査員は、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、督促等を実施

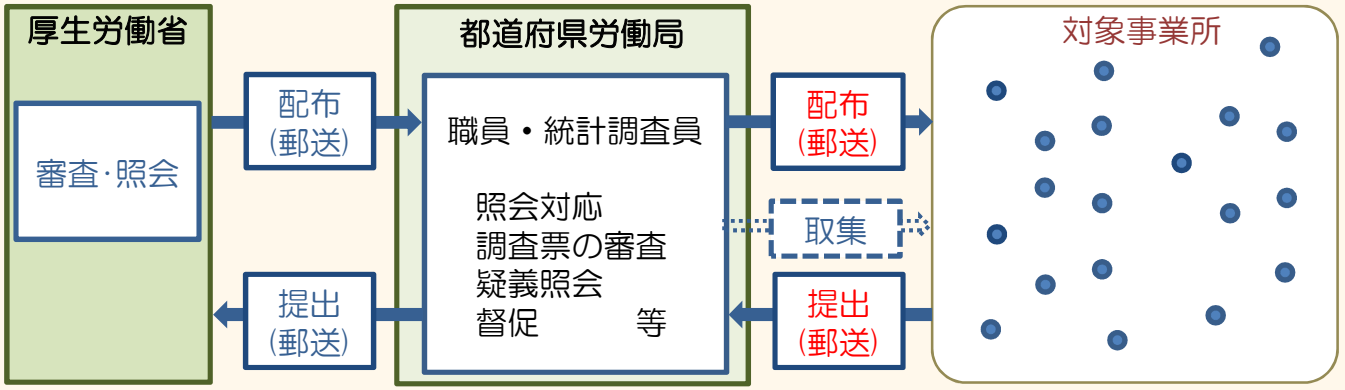


## ２０１９年調査

○「郵送調査」を基本
○必要に応じ、職員・統計調査員による取集

○調査票はすべて厚生労働省から事業所あて直接送付

○本社一括調査の本格実施･拡大

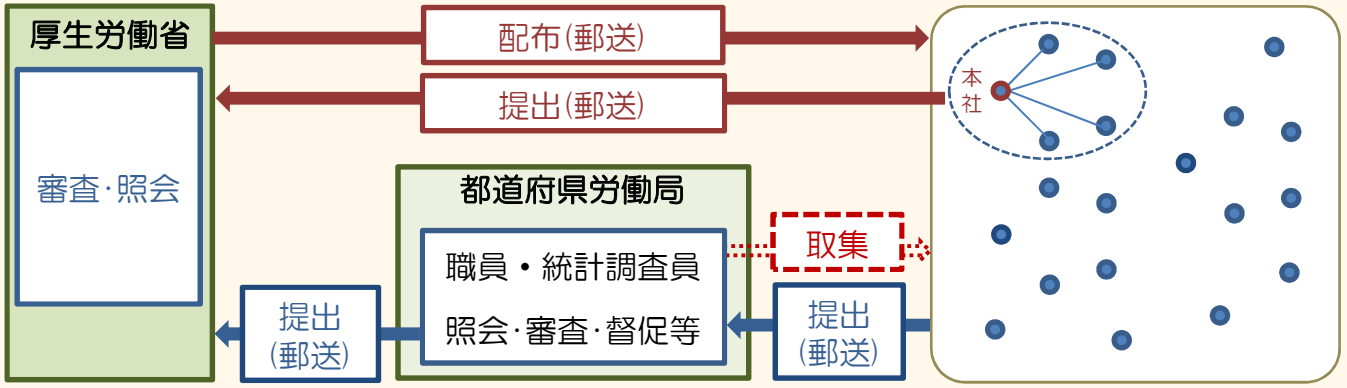


## ２０２０年調査以降

○オンライン調査の導入･拡大
（・ＡＰＩの導入
・ＣＳＶ形式等での登録を可能に）

○システムによる審査支援機能の構築

○本社一括調査の更なる拡大

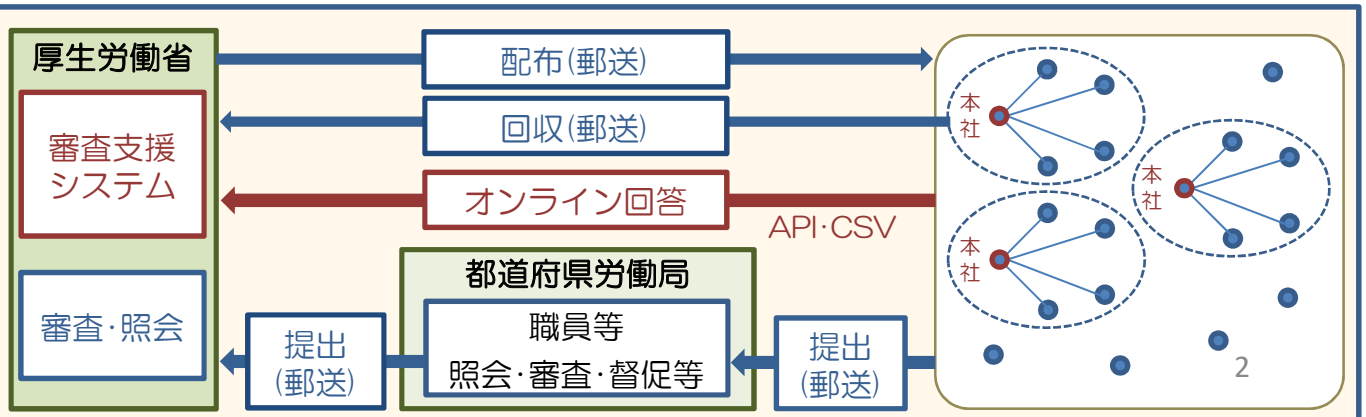

# 2　回収率･統計精度の向上

| 検討項目 | 概要 | スケジュール |
|---|---|---|
| 行政側の運用改善 | ○調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所を優先に督促･回収。<br>※ 本調査では、地域別･産業別･事業所規模別に約３万の抽出層を設定。回収数がゼロの抽出層をなくす努力をすることで、統計精度の向上が期待。<br>※ 都道府県労働局長が費用対効果の観点から調査票回収のために訪問が適当と認める場合は、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を取集。<br>○調査票の回収状況のオンタイム管理、督促履歴の共有<br>※ 本省において日々の回収状況を把握し、督促等を迅速･機動的に実施。<br>○都道府県労働局の職員(幹部)による督促の徹底<br>※ 統計調査員のみならず、職員(幹部)が適時、回答拒否事業所等に対処。<br>○都道府県労働局ごとの目標回収率の設定<br>※ 地域ごとの回収率の相違･変動を踏まえ、実態を踏まえた目標回収率を設定。<br>○事務処理マニュアルの見直し<br>※ 回答拒否事業所への対処事例、回収状況のオンタイム管理の徹底など。 | 2019年調査から |
| 統計調査員の活用 | ○ 従来より、事業所からの照会対応、調査票の審査、疑義照会、未提出事業所に対する督促等を実施。<br>○ 調査票の回収数がゼロの抽出層に属する事業所について、必要に応じ、職員又は統計調査員が訪問し、調査票を取集。（再掲） | 2019年調査から |
| 提出期限の徹底 | ○調査計画上の提出期限(7月31日)を徹底。<br>※ 調査の実施時期：7月1日から7月31日まで<br>※ 都道府県労働局から厚生労働省への提出期限(現行8月20日) も見直し。 | 2019年調査から |
| 復元方法の見直し | ○労働者数の推計について、回収率を考慮した推計方法への変更を検討。 | 2019年度中に検討･結論 |

# 3　調査対象範囲･調査項目の見直し

## ①　調査対象範囲

| 検討項目 | 概要 | スケジュール |
|---|---|---|
| バー･キャバレー･ナイトクラブ | ○調査対象範囲から除外することを明確化。<br>※ 本統計(基本集計)の調査対象従業員(全体)に占める割合：0.2% | 2019年調査から |

## ②　調査項目

| | | |
|---|---|---|
| 在留資格（追加） | ○就労目的の外国人の雇用形態･賃金等を把握。<br>※「外国人材の受入れ･共生のための総合的対応策」(２０１８年関係閣僚会議決定) | 2019年調査から |
| 職種区分（充実） | ○日本標準職業分類と整合的で網羅的な職種体系への見直しを検討。<br>※ 現　行(129区分)：特定の職種のみ<br>改正案(154区分)：すべての労働者を網羅する職種 | 2019年度中に検討･結論 |
| 学歴区分（充実） | ○最終学歴の学歴区分の充実を検討。<br>※ 現　行(4)：中学卒、高校卒、高専･短大卒、大学･大学院卒<br>改正案(6)：中学卒、高校卒、専門学校卒、高専･短大卒、大学卒、大学院卒 | 2019年度中に検討･結論 |
| 初任給（削除） | ○新規学卒者の初任給額に関する調査を継続する必要性を検討。<br>※ 賃金構造基本統計調査の個人票を用いた集計で代用できる可能性。 | 2019年度中に検討･結論 |
| 諸手当（削除） | ○「きまって支給する現金給与額」の内訳として把握している「通勤手当」「精皆勤手当」「家族手当」に関する調査を継続する必要性を検討。<br>※ 主に最低賃金改定の検討に活用されており、一般的な集計･公表の対象外。 | 2019年度中に検討･結論 |